ウ　ア及びイの「良」又は「否」に併せて、疑似レーダーパルスごとに検出回数と試験回数を記載する。

エ　「親局から子局への制御機能」、「運用中チャネル監視の機能及び送信停止時間」及び「運用中チャネル監視によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については、工事設計書で確認する。

6　その他

［⑴　略］

⑵　3⑶において、160MHzシステムの通信負荷条件は、5.3GHz帯の帯域における無線設備の送信時間率を30％となるように設定する。

［⑶　略］

⑷　運用中チャネル監視

ア　通信負荷を試験機器の送信時間率を30％程度に維持し、通信負荷条件を監視しなければならない。

［イ～エ　略］

［削る］

［削る］

十四　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）⑸.6GHz帯の場合）（アンテナ端子付き）

［1　略］

2　測定器の条件等

［⑴　略］

⑵　レーダー信号発生器により擬似レーダーパルスを発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加える。なお、擬似レーダーパルスのパルス幅、繰り返し周波数、連続するパルス数及び繰り返し周期は、平成19年総務省告示第48号に規定する値とする。

ウ　ア及びイの「良」又は「否」に併せて、固定パルス１及び固定パルス２ごとに検出回数と試験回数を記載する。

エ　「親局から子局への制御機能」、「運用中チャネル監視の機能及び送信停止時間」及び「運用中チャネル監視によりレーダー電波が検出された場合の送信停止時間」については、工事設計書で確認する。

6　その他

［⑴　同左］

⑵　3⑶において、160MHzシステムの通信負荷条件は、5.3GHz帯の帯域における無線設備の最大伝送信号速度の50％となるように設定する。

［⑶　同左］

⑷　運用中チャネル監視

ア　通信負荷を試験機器の最大伝送信号速度の50％程度に維持し、通信負荷条件を監視しなければならない。

［イ～エ　同左］

⑸　試験結果に疑義がある場合は、分解能帯域幅の設定を広くして測定することができる。

⑹　2⑷において、時間軸波形を直接表示する機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、分解能帯域幅を１MHz以上として測定することができる。

十四　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）⑸.6GHz帯の場合）（アンテナ端子付き）

［1　同左］

2　測定器の条件等

［⑴　同左］

⑵　レーダー信号発生器によりアからエまでの試験信号に基づきパルスを発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加え、擬似レーダーパルスを発生させる。

ア　固定パルスレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数［Hz］	連続するパルス数	繰り返し周期［s］
固定パルス１	0.5	720	18	15.0
固定パルス２	1.0	700	18	15.0
固定パルス３	2.0	250	18	15.0

イ　可変パルスレーダー電波試験信号

試験信号	パルス幅［μs］	パルス繰り返し周波数［Hz］	連続するパルス数	繰り返し周期［s］
可変パルス４	１μsから５μsまでのうちで１μsの整数倍を加えた幅	4,347Hzから6,667Hzまでの任意の１周波数	23から29までの任意の１整数	15.0